

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月22日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 4 号中「争訟」を「訟務」に改める。

第27条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 犯罪捜査の共助に関すること。

(6) 指名手配（指名手配被疑者の追跡捜査を含む。）及び指名通報に関すること。

第35条第 1 号を削り、同条第 2 号中「犯罪の捜査」を「犯罪捜査」に改め、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第35条第 4 号を削る。

第50条第 7 号中「第 6 条第18項」を「第 6 条第19項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(8) 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に関すること。

第59条の 2 の見出しを「（捜査支援・通訳センター）」に改め、同条第 1 項中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「捜査支援センター」を「捜査支援・通訳センター」に改め、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(3) 通訳及び翻訳に関すること。

第63条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

第63条の 3 警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を附置する。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

第72条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第74条第3項中「争訟」を「訟務」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。